

(3) デジタル活用共生社会推進事業

【原官房長】 それでは、引き続き3件目の議題に入ります。ここからは、東京大学大学院情報学環教授の高木聡一郎先生にウェブで御参加いただきます。高木先生、よろしくお願いいたします。

【高木先生】 よろしくお願ひします。

【原官房長】 それでは、デジタル活用共生社会推進事業について、担当部局から資料に沿って説明をお願いいたします。

【説明者】 情報流通行政局情報流通振興課長の松井でございます。本日は説明機会をいただき、ありがとうございます。

デジタル活用共生社会推進事業について御説明させていただきます。資料1ページ目を御覧いただければと思います。本事業が目指す社会像でございますけれども、デジタル活用共生社会ということで、こちらの御説明をさせていただきます。このデジタル活用共生社会でございますけれども、背景といたしまして2点、人生100年時代の我が国の人口構造、それから本格的なIoT、AIの活用、Society 5.0の到来、そうしたところを背景といたしまして、年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、誰もがデジタル活用の利便性を享受し、または担い手となり、多様な価値観やライフスタイルを持って、豊かな人生を送ることができる社会、これをデジタル活用共生社会として、その実現を目指すこととしております。

次のページを御覧ください。このデジタル活用共生社会につきましては、総務省、厚生労働省政務官の共催により、デジタル活用共生社会実現会議において議論をいただきまして、2019年の3月に提言が公表されております。その中でデジタル活用共生社会の実現に向けた事業の方向性と具体的施策が示されております。

事業の方向性といたしましては、デジタル活用を基軸とした情報バリアフリー施策、若年層のICTリテラシーの向上と地域社会への参加を促す施策等を推進すべく、主な具体的な施策として4点、下にございます①から④。公的機関のウェブアクセシビリティ対応

の推進、②として、ICT機器・サービスのアクセシビリティ向上に資する自己評価を促す取組、それから、視覚障害者等の読書環境の整備、地域ICTクラブの普及促進を行っていくということにされております。

こちらの施策については、後ほど担当者より説明させていただきます。その中で、こうした障害の方に対する対応というのは①から③で中心になっておりますけれども、この中では加齢に伴う身体機能の変化への対応ということで、高齢者にも資する施策ということで、推進をさせていただいております。

次のページを御覧ください。こちらは、先ほど申し上げたデジタル活用共生社会実現会議の成果、それから、この施策については赤字で囲ってあるところを施策として推進しているというところでございます。

次のページを御覧ください。この施策につきましては、先週、閣議決定されておりますデジタル社会の実現に向けた重点計画。

それから、次のページでございます。こちらのデジタル田園都市国家構想の基本方針にも盛り込まれているところでございます。

次のページをお願いいたします。また、先月成立いたしましたこちらの障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法においても、本施策の要のところが位置づけられているというところでございます。

続きまして、個別各施策について、担当室長より御説明させていただきます。

**【説明者】** 引き続き、私から施策の中身について御説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。1つ目の柱、公的機関におけるウェブアクセシビリティ対応の促進というところでございます。高齢者の方や障害者の方がウェブを閲覧する際に、様々な課題が生じるケースがございます。そういった意味で、公的機関のウェブサイトのアクセシビリティは非常に重要でございますが、総務省では、その改善のために実施すべき取組項目や手順等を解説いたしました、みんなの公共サイト運用ガイドラインというものを策定いたしまして、これに基づいた公的機関の取組というものを説明会、講習会等々を通じまして促しているところでございます。

次のページをお願いいたします。また、こういった各ホームページでの対応をJISの基準に基づいてしっかりと対応していくということをガイドラインで求めているわけです。それを評価するためのツールといたしまして、総務省のほうでこのm i C h e c k e r という評価ツールを提供しまして、検証作業の支援を行ってございます。

次のページをお願いいたします。これまでの取組というところでございますが、国の機関、あるいは地方公共団体の公式ホームページの担当部署を対象といたしまして、このガイドラインに基づく取組状況の調査、m i C h e c k e r でチェックした結果というものを、それぞれの公的機関にフィードバックをして取組を促すというものでございますが、そういったものやアンケート調査等を継続して実施をしているところでございます。

令和4年度は、そういった取組を引き続き実施する、あるいはその講習会というものも引き続きやっていきたいと思っておりますが、国際的な規格の標準化等々の動向も踏まえまして、この運用ガイドラインそのものの改定に向けた検討というもの、それから、この評価ツールについても、時宜に合わせた改修等々を行っていきたいと考えてございます。

次のページですが、こちらはアウトカム指標のほうにも提示をさせていただいておりますけれども、地方公共団体のJ I S規格への準拠率ということで、漸次増加をしてきているというような状況でございます。

次のページをお願いいたします。2つ目の柱でございます。I C T機器・サービスのアクセシビリティ向上に資する自己評価を促す取組というところでございます。様々なI C T機器やサービスが利用者に提供されているわけですが、企業が自社で開発するこういった機器やサービスについて、それが情報アクセシビリティ基準、具体的には、日本で言いますとJ I Sの規格ということになりますけれども、そういった規格に準拠しているか、満たしているかということを自己評価する様式、V P A Tという様式を総務省のほうで開発をいたしまして、その普及啓発を図っているところでございます。

こちらについては、令和2年度までの調査研究の中で開発をしまして、令和3年度以降この普及展開という取組を進めてございます。また、直近では、政府の情報システム等の整備管理、この中に調達も含まれますけれども、そういった中で政府がこういったものを調達する際に、実際にこのV P A Tというものを活用して調達するものが、情報アクセシビリティの基準にのっとったものになるかどうかということ、しっかりと確認していくというようなことが明記をされたところでございます。

次のページ、お願いいたします。こちら、御参考でございますけれども、アメリカのほうで行われているV P A T、日本のV P A Tは、これもある種模倣した形になってございますけれども、その取組について、御参考までに記載してございます。

次のページでございますが、これは先ほど申し上げましたデジタル・ガバメント推進標準ガイドラインというものでございます。公共調達の中で、このV P A Tの書式というも

のを活用していくということが位置づけられてございます。

次のページでございます。これまでの取組でございますけれども、このVPATの自己評価様式というものを定めまして、これを具体的に企業等々にも活用していただくということで、昨年度は企業向けのガイドブックの作成等々、あるいはシンポジウムの開催等々を行ってきたところでございます。

令和4年度以降でございますけれども、各企業の実際のアクセシビリティ対応での課題等々もお伺いしながら、あるいは欧米等の規格も含めたアクセシビリティの推進策、こういったものも踏まえながら、基礎的な調査を行うということが1本、それと、実際に企業や調達を行う公的機関の側、そういったところでこのVPATを利活用していただくということが必要になってまいりますので、ガイドブックの作成や、作成支援というようなところで、あるいはまたシンポジウムの開催というところで、普及啓発等をしっかり図っていきたいと考えてございます。

次のページをお願いいたします。3つ目の柱、読書バリアフリー法に基づく視覚障害者等の読書環境の整備、この中の技術的な課題への対応という部分でございます。視覚障害者の方々が利用しやすい電子書籍や、それを利用するための端末機器に関しまして、総務省では主としてICTによる技術の側面から調査研究を実施しているところでございます。

次のページをお願いいたします。こちらは読書バリアフリー法という議員立法に基づいて成立しているものでございますけれども、法律に基づいて基本方針ができております。文科省、厚労省、経産省、そして総務省が役割分担をしながら、この視覚障害者等の読書環境整備というものに取り組んでいるところでございます。

1ページ抜かしまして、19ページをお願いいたします。これまでの取組でございますけれども、この実際の読書バリアフリー法に基づく取組ということで、レイアウト解析技術の高度化、自動認識をした場合にルビが独立した行として誤認されるとか、図表がある場合には正しい順序で読み上げられないとか、そういったレイアウト解析技術の高度化ですとか、コンテンツそのものではなくて、電子書籍を販売するオンラインのストア、こういったところにおけるウェブアクセシビリティ向上に向けた調査というものを、実施をしているところでございます。

令和4年度は、引き続きこういった当事者の方、あるいは有識者の方のお声を聞きながら調査研究を進めますとともに、電子書籍ストアのアクセシビリティというところに関しても調査を進めまして、関係する事業者等々で参照となるようなガイドブック、こういっ

たものも作成をしていきたいと考えてございます。

1 ページ飛びまして、21 ページでございます。4 つ目の柱、地域 I C T クラブに関し  
てでございます。地域 I C T クラブは、地域で子供たちが住民と、ものづくりやデザイン  
等をテーマといたしまして、プログラミングをはじめとする I C T 活用スキルを学び合う  
中で、世代を超えて知識・経験を共有する機会を提供するものでございます。

これまで、平成 30 年度、それから令和元年度の 2 か年をかけまして、全国 40 か所で  
モデル実証というものを実施してまいりました。令和 2 年度以降は、こうした実証での好  
事例の共有、そして全国的な交流等によりまして、さらなるこの地域 I C T クラブの取組  
の普及促進を図っているところでございます。

次のページをお願いいたします。地域 I C T クラブ推進の背景でございますけれども、  
端的に I C T 人材育成という観点がございます。また、それから 2 つ目のところにありま  
すように、小学校でプログラミング教育が必修化されたというような動きの中で、学校教  
育を地域の学びの中で補完をするという視点も重要であろうと。文科省、総務省、経産省  
がそれぞれの役割分担の中で、総務省が地域におけるプログラミング教育の推進として、  
この地域 I C T クラブの推進を行っているところでございます。

下のところに地域 I C T クラブの数の推移、累計でございますけれども、令和 3 年度現  
在、56 ございますが、これを 70 という数のところまで持っていきたいと考えてござい  
ます。

次のページ以降が、地域 I C T クラブの実証事業を 2 年間やった際の事業の一覧でござ  
います。左側の上のほうに、各 1 から 10 までのモデルの種類という形で示してござい  
ますけれども、様々な観点から、この地域 I C T クラブの取組というところを行ってい  
るところでございます。

25 ページ、お願いいたします。これが実際の事業成果ということで、好事例として我々、  
お示しをしているところでございます。公民館や児童館といった地域の拠点を使って、連  
携をして取り組んでいくモデルであったり、あるいはシニアの方がメンターとなって子供  
たちの学び合うような多世代交流モデル、それから、地域の産業と結びつけて、地場産業  
とプログラミング教育を結びつけたような取組、それから、大学や高専といった地域の知  
の拠点でございますけれども、こういったところと連携をしながら取り組んでいくモデル  
など、様々な多様な取組が生まれているところでございます。

次のページ、お願いいたします。地域 I C T クラブのこれまでの取組でございますけれ

ども、上のほうにございますように、実証事業を2年間行いまして、既に設立している地域ICTクラブへの予算投入というのは、令和2年度以降は行っておりません。全国各地へこういった取組を展開していくべく、自走化といった取組を促しているというところがございます。

そのために、我々は成果事例とか好事例を、特設サイト等を開設しまして共有したりといった取組を進めているところでございます。

令和3年度につきましては、こういった地域ごとに行われている取組を全国的なムーブメントにしていきたいということで、全国的なネットワークの構築ですとか、各地域での交流会、こういったものを行わせていただいたところでございます。

次のページをお願いいたします。令和3年度の取組につきまして、今お伝えしたとおりでございますけれども、令和4年度、今年度ですけれども、実際に各活動団体においては、コロナ禍の中で様々な活動の制約があったというふうにお聞きをしております。そういった意味で、オンラインの環境下でも、こういったプログラミング等々のICTスキルを高めるような取組ができるように、そういった調査研究に取り組んでいきたいというふうを考えてございます。

担当局からの御説明は以上でございます。

**【原官房長】**      ありがとうございます。

それでは、事務局から論点について紹介をお願いいたします。

**【牛山会計課長】**      事務局からは、本事業の論点として、3点を挙げさせていただきます。1点目、事業の目的と効果について、レビューシートに的確に反映されているか。2点目、障害者の情報バリアフリーに関する施策と、子供たちのICT活用スキル向上に関する施策という、対象が異なる施策から構成されているが、効果的な施策の推進に資する制度設計となっているか。3点目、適正な予算執行が行われているか。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

**【原官房長】**      それでは、議論に入りたいと存じます。御発言のある先生方、挙手をお願いいたします。

では、石堂先生、お願いいたします。

**【石堂先生】**      御説明ありがとうございました。デジタル活用共生社会推進ということで、誰もがというのは、ものすごく壮大な計画のような受け止めをしたんですけども、実際にこの事業の中に4種類ありまして、これが令和3年、そして終了予定なしとなってい

ますけども、この4つの施策をやっていけば、共生社会が建設できるんだという、そういうコンパクトなものなのか。それとも、実はいろんなことがあるんだと、そのうち、総務省が所管しているのはこの4つで、総務省はこれをしていく、ほかにも、こういうところがこういうことをやってという、大きな中の一部なのか、ちょっとわからなかった。

それで、もし全体があるなら、その全体像を示していただいたうち、この総務省がやっているところは、そのうちのこの辺なんだという御説明をいただくほうが分かりやすいんじゃないかと思うんですけど、そこの辺はいかがなんでしょうか。

もう一つは、終了予定なしというふうになっていますけども、レビューシートで見る限り、令和3年に1億ほど、また令和4年で1億6,000万くらいという中で、この4事業をやっている、これはこの辺で一通り完成形になるのか。それとも、同じような名目であっても、これが終われば、またその先に新たな施策が続いていくというような性格のものなのか。ここで説明をいただいた事業の位置づけというのが、もうちょっとはっきりさせていただければありがたいなと思ったのですが、いかがでしょうか。

**【説明者】** 先生、御指摘ありがとうございます。まず、この事業全体につきましては、先生、先ほど御指摘いただいた後者になります。これで、デジタル活用共生社会の推進が全ての施策ということではなくて、そのうちの一部、総務省担当部分を、総務省としてしっかり実施、また、関係省庁とも連携しながらということ考えている、推進しているところでございます。

また、高齢者につきましては、別な事業でございますが、デジタル活用支援推進事業ということで、スマートフォン等の使い方、オンライン行政サービスについての講習会といったものを、別途開催されています。こちらは、先ほどの資料の3ページ目でございます、デジタル活用共生社会推進会議の中での結論を踏まえて、幾つかの施策がそれぞれ動いていると。その中で、特にこの情報アクセシビリティと地域ICTクラブについては、デジタル活用共生社会推進事業として実施させていただいているところでございます。

また、地域ICTクラブにつきましては、先ほど御説明させていただいたところで、様々な観点で、地域でプログラミング教育ということを通じて、子供たち、高齢者、またいろんな方々が交わるということも、施策の目的として推進しているところでございます。

また、この事業のスケジュール等でございますけれども、それぞれの施策が同時進行ということございまして、今この時点でこれで終了ということではなくて、例えばVPA Tの普及、これは今まさにこれから展開を図っていくという段階になろうかと思っております。

ます。

また、それぞれの施策をしっかりと普及させていくことで共生社会、全体として実現していくという方向を考えていきたいと思っておりますが、施策としては、まだその途中の段階にあるものと認識しております。

**【石堂先生】** そうすると今、4つの施策が入っているわけですが、今この1億なり1億6,000万の予算を分け合っていくわけですが、それぞれの4つの施策そのものは、言わば全体事業計画としてもっと大規模なものになっていて、何年かのうちに何億というお金をかけて、どんどん完成形に向かっていく、今、我々はそういう政策の一部を聞かされているという理解になるのですか。

**【説明者】** 全体で、段階を踏んで、まずは例えばVPATにつきましては、標準の仕様をつくって、これから普及に向かっていくと。実際に社会で実装され、また、企業の方々にどんどん実践してもらうこと、これを目標としても、またこれからしっかり示していかなければいけないということで、事業レビューシートにもしっかり書き込んでいかせていただければと思っております。

そういうことを通じて展開していくと。また、地域ICTクラブについても、具体的な個別の立ち上げのときの予算を入れるということは終わっておりますけれども、それが地域で連携されることで、様々な形でさらに自発的に地域でもそうした新しい団体も出てくる。また、そういう方々が連携することで、今までない地域にもそういったことが生まれていく。そういったことにつながるような、自走していくようなところを目掛けてやっていきたいということで考えております。

そういう意味では、それぞれの施策、それぞれのステージがちょっと異なるところがございましてけれども、まだ途中の段階にあると。そのまま、さらに日本全体でもっと広がっていくべき普及活動につながるような予算の執行というのを考えていきたいということで、進めさせていただいております。

**【石堂先生】** 結局、今後どこまで行くかということが、言わば限定的に見えているわけでもない。取りあえず始めてみて、今後いろいろ展開していきだろけれどもというように理解すればよろしいんですかね。

**【説明者】** こちらの報告書が出されて、取り組んでいるところが2019年3月の報告書を受けてということで、そういう意味では、施策が始まってまだ最初の段階だというふうに考えております。実際に社会で見える形で、我々の取組がもっと見えるようにとい



うところかというと、これからさらに今までの取組を踏まえて拡大していかないといけないだろうと思っておりますし、そういった視点での目標の設定の仕方等、そういったところも今回、しっかりとお示しさせていただいて、また御指摘いただければと思っております。

【原官房長】 石堂先生、ありがとうございました。

そのほかの先生、いかがでしょうか。ウェブ参加の高木先生、いかがでしょうか。

【高木先生】 ありがとうございます。今の議論にも少し関係があるところで、1つコメントさせていただきたいと思うんですけども、この事業の大部分を占めているのは、ハンディキャップをお持ちの方もストレスなくICTの利便性を享受できるようにしようということで、そのこと自体は大変重要だと思っておりますし、そこに異論はないんですけども、何となく、この事業全体の背景とか目的と、この取り組んでいる内容に齟齬があるというか、目的そのものも少し揺れているところがあるかなという感じを受けております。

というのは、1つは、御説明いただいた資料ですと、超高齢化の社会の中で、みんなで社会を支えていく必要があるし、就業構造も変わってくるというところで、何となくハンディキャップを持たれている方も経済の担い手になっていただく必要があるんだという話が一方であるのと、それから、もう一つは、利用者側、ユーザーがユーザーとしてハンディキャップを持っていると捉えたときに、その人たちが使いやすいようなシステムにしていく必要があるという話の2つの視点がある。

ただ、やっていることのほとんどは、ユーザーとしてのハンディキャップを持たれている方という感じで、いかに公共サイトのアクセシビリティを高めていくかみたいなところが中心になっているかと思えます。そういった意味で、背景、目的と、この事業の対応関係というのが少し甘いといいますか、漠然としているところがあるかなという気がしています。

逆に言うと、担い手になっていただくということで考えると、これで十分足りているのかという議論も逆にあるかなと思うんです。なので、事業全体のスコープと取組内容との対応関係をもう少し整理したほうがいいかなという気もします。また、先ほどの地域ICTクラブの話で言うと、人材育成であるとかプログラミング教育というのは、恐らくほかの事業と合わせて別のくくりで見せるということも多分できるかなと思ったので、その辺の事業の整理の仕方、その辺がもう少しすっきりとすると、より分かりやすいのかなと思ったんですが、その辺いかがでしょうか。

【説明者】 御回答させていただきます。おっしゃるとおり、事業の大部分がアクセシビリティといった部分がかかなり大半を示しているということもございますので、そういった部分では、デジタル活用共生社会という全体の目的に合致しているという部分はあるんですが、それが全体の目的と、この事業としての目的というのがしっかり一対一対応になっているのかというところ。

おっしゃるとおり、経済の担い手になっていただくという部分と、ユーザーとしてという視点がございます。恐らく経済の担い手になっていただくためには、実際に情報を取得するために、その方が多分ウェブですとか、様々な機器にアクセスをして、そういった情報を得て、社会に参画をしていくという視点になってまいります。そういった意味では、第一義的には、多分ユーザーというところがまず先に立つ議論にはなるんだと思うんですけども。

そういったものしながら、その人たちが社会の中で輝けるように、活躍できるようにというところが、デジタル活用共生社会の本来的な理念、考え方だというふうに理解しております。ですので、事業の中でどうしてもユーザーに寄った対応の部分が多いと。そういう方が使いやすいような社会を目指していくというところが多くなっているというのは、1つございます。

それから、御指摘のとおり地域ICTクラブに関しては、私も御説明の中で人材育成とか、プログラミング教育というような視点を出させていただきました。中には多世代交流というような形で、いろんな方がメンターとして高齢者の方が参画をしていただきながら、その地域の課題を解決するために、高齢者の方や産業界の方に参画をしていただくというような意味で、そういった意味での共生社会というような視点は当然ありますので、そういった視点から我々、この事業の中でパッケージングをしているわけでございます。

御指摘のように、1つ際立った人材育成とか、プログラミング教育とか、そういった観点からの事業のくくりというのも考えられるのではないかと、整理としてあるのではないかとすることは、もっともだと思いますので、そこについては事業を実施する上でどういった制度設計が効率的かというところは、我々としても考えさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

【高木先生】 ありがとうございます。理解しました。

もう一点、ちょっと細かいところでお伺いしたいことがあるんですけども、読書環境の

整備という事業でございます。レビューシートなんですが、成果目標及び成果実績というところで、電子書籍ストア等のアクセシビリティ対応数が、令和6年度、7になるというのが目標ということなんですが、電子書籍というのは、いろんな事業者さんが、電子書籍のサイトなりサービスを提供されていて、サービスの数といいますか、企業の数が7になると、そういう理解かと思えます。

そうすると、これ、現状はゼロからスタートして7になるということなのか、どこがスタート地点なのかなということ、念のため確認をさせていただきたいと思えます。

それから、各社さん、電子書籍のアクセシビリティを何らか検討されているのではないかと思います、そこと、総務省がこれから、もしかして各社にリクワイアメントとして出していくような部分の矛盾がないかどうか、あるいは既に取り組んでいることに二重に対応しなきゃいけないみたいなことにならないかどうかみたいなことも、少し気になったんですが、その辺はいかがでしょうか。

【説明者】 回答させていただきます。読書バリアフリー関係ですけれども、アウトカムのところに電子書籍ストア等のアクセシビリティ対応数ということで、中間目標年度6年度で7という形でお示しをさせていただいております。我々、昨年度の調査研究の中でも、ウェブで電子書籍を提供している事業者さんとコミュニケーションをとらせていただきました。その中で、例えばJ I Sで求められているようなウェブアクセシビリティという部分にどれだけ対応できているのかということ調査しながら、やってきたところでございます。

一方で、それを、当然J I Sの規格に対応していくということが1つであるんですが、実際に当事者のユーザーの方のお声を聞く中で、それとはまた別のいろいろな要請といいますか、ニーズというようなものも出てきております。そこを実際に、どこまで技術的に求めるかというところを、今年度の調査研究の中で事業者さんや当事者の方々とコミュニケーションをとりながら、ガイドブックといいますか、そのアウトラインをつくっていくと。その中で、それに基づいた取組というのを促していきたいと考えてございます。

この7という数字ですけれども、今現在、調査研究の中で、これは我々の電子書籍の厳密なシェアというところでいうと、どこがどれだけというのはなかなかお示ししづらいんですが、よくいろいろな方々が電子書籍ストアとして利用されている主立った企業さんにお声かけをして、それが具体的に7社という形で、そういった方々とコミュニケーションをとらせていただいております。

そういった方々といろいろとルールづくりと申しますか、こういったところに留意をしていくということを合意形成していく中で、その方々には、行く行くこういったものを守り守っていただけるような環境整備をしていくという意味合いで、7というお示しの仕方をしているというものでございます。

【高木先生】 分かりました。そうすると、何を求めるかというのをこれから検討ということなので、現時点ではゼロだけでも、それをつくった上で7社対応していただくことを目標にすると、そういうことですか。分かりました。

私からは以上です。

【原官房長】 高木先生、ありがとうございました。

【牛山会計課長】 議論の途中でございますが、事務局からでございます。先生方におかれましては、御議論いただきつつも、併せましてコメントシートの記載のほうもお願いできればと思っております。16時25分頃を目途に回収させていただければと考えてございます。よろしくお願い申し上げます。

【原官房長】 それでは、ほかに先生方、いかがでしょうか。

石田先生、お願いいたします。

【石田先生】 御説明いろいろありがとうございます。いただければいただくほど、いろんなものを盛り込み過ぎていて、よく分からないなというところになってしまっていて恐縮なんですけれども、事業シートの中の資金の流れ図というのがあります。A、B、C、D、E、F社への資金の流れが書いてありますが、Aのウェブアクセシビリティ確保の取組実施状況に関する調査というのは、今日のお話でいうと何のことをやってくれていると理解すればよいのでしょうか。

【説明者】 事業レビューシートのA社のところに相当する部分ですけれども、こちらについて、先ほど総務省でそれぞれの公的機関のホームページをチェックするための評価ツール、m i C h e c k e r というものを提供させていただいているのは御紹介しましたけれども、そういったチェックツールを活用しまして、様々な公的機関のホームページを請負業者でチェックをさせていただきまして、それを各公的機関にその調査結果をフィードバックするということです。

それと、あと各公的機関に対して、現在のウェブアクセシビリティに関する取組の状況についてアンケート調査を行うというところ、ここが主たる事業の内容になってございます。

【石田先生】 そうすると、現状がちゃんとできているのかというチェックと、それについてアンケートをとっているという話であって、それを、m i C h e c k e rの結果、ホームページを改善してもらおうという取組に関しては、また別の予算で何かやるということなんでしょうか。これは調査するところまでということですか。

【説明者】 調査の中で、具体的に我々がガイドラインの中で求めている J I S の規格にページ数がどれだけ適合しているかということは調査をしてございまして、その中で具体的に数字が改善しているかどうかというところを、我々としては当然見ていくと。その中で、取組が不十分なところがあれば、我々としても講習会ですとか、そういったものを通じて取組を引き続き促しをしていくというような形になってございます。

【石田先生】 入れていないところは、なぜ入れていないかという調査結果でしたか。

【説明者】 入れていないところに対して、個別具体的にどういう理由でというような聞き方ということではないんですけども、我々が各公的機関との間でいろいろコミュニケーションをとったり、この請負事業者を通じてコミュニケーションしている中では、1つは、自治体の中でウェブアクセシビリティに対して対応するための対応体制といいますか、そういった部分がしっかりとられていないところがあるというところが、1つございます。

というのも、ホームページを一元管理している総務系、広報系の担当部署というところもございますし、ただ、一つ一つのホームページを実際に触っていくのは各担当部局であったりという中で、ウェブアクセシビリティを各自治体であったり、国の公的機関として、どこが統一的にやっていくのかというところの対応体制がしっかりとれていないという部分があったりするというお話は聞いてございます。

また、それと同時に、担当者というものが当然、公務員として人事異動で2年、3年サイクルで移動していくという中で、このガイドラインの内容、趣旨、そういったものを定着させるのに、なかなか苦勞しているというお話も聞いているところでございます。

【石田先生】 ありがとうございます。そうすると、なぜウェブアクセシビリティが改善されないのかということについての根本的な原因に対して、それを改善していく、原因に対して直接アプローチしていくというのは、令和4年度の予算では、それはどういうふうにとっていると考えればいいんでしょうか。

【説明者】 令和4年度ですけれども、先ほど御説明の中で、我々が定めましたガイドラインそのものについても、1つは国際的な動向の中で見直しをするというところもある

わけですけれども、実際にガイドラインに各公的機関が取り組む中で、何が具体的に一番ネックになっているのかというのをさらに深掘りしてお聞きをするようなところを、しっかりとアンケートなり、ヒアリングというような形で少し深掘りをしました。

今のガイドラインそのものも、かなり大部といたしますか、理解をしていただくために、我々も講習会などをやって取組を促していますけれども、そういったものを理解しやすくしていく、それから自治体の方に取り組んでもらいやすくすると。自治体の方とよくお話をすると、まずはじめに何から取り組んでいいかわからないというような話もあつたりするので、そういった部分が分かりやすくなるように、現場の声をよくお聞きをしながら、取組をさらに改善をしていきたいというふうに考えているところでございます。

**【石田先生】** 取組を改善ということなんですけど、何がネックなのかと聞き続けても、結局それに対して、次にどうすればできるのか、例えばお金を支出すればいいのか、それとも中央省庁のほうから、直接そのシステムについてはこちら側でいじってあげますという業者をアテンドすればいいのかとか。

結局その率を上げていくために、具体的に実行するところの予算とかというのは、この中に入っていると考えればいいんですか、それとも、あくまでも、まず自分たちがどういう状況にあるのかを自分で確認してくださいと。講習会をしますので、あとは自立的にやってくださいというところまでが、ここの予算の話なのか、教えていただけますでしょうか。

**【説明者】** 今、指摘をいただいた2パターンでいきますと、考え方としては後者になるのかというふうに思っております。基本的に公的機関のウェブのアクセシビリティというものに対する取組というのは、それぞれの機関の中でしっかりと取り組んでいただくべき話だと思っておりますけれども、要はそれに任せておくと、なかなかそういったものが進まないというようなことも当然ございます。

一方で、障害者アクセシビリティ法案みたいなものも当然通っておりますけれども、そういった形で社会的要請として、合理的配慮の一環としてそういったものがしっかりと必要だということも当然議論としてございますので、それを国として促していくと。そのために、ガイドラインとして大枠をお示しし、それに基づいた取組がなされているかというところを、我々はフォローし、それをフィードバックすることによって、各自治体の取組というのを促していく。これが、基本的に国の予算事業として行うべき考え方と理解をしてございます。

【石田先生】 その事業自体が、令和3年度は、説明会を3回やろうと思ったけど、1回しかできませんでしたということで、これを令和4年度は3回やりますということなんだと思うのですが、これ、3回やれば、皆さん、分かるというものなんでしょうか。

【説明者】 そのこのところは回数と、実際にどれだけの方々にここに参画をしていただけるかということにも関わってきます。実際にそこでお話を聞いた方が1人で理解をするというよりは、それを各機関の中で御展開をし、こういうふうに取り組んでいくものだよということを広めていただく中で、そういった普及展開をされていくものと理解をしております。

その中で、我々として、このガイドラインの内容を御理解いただくための説明会、あるいは講習会というものを、令和元年に関しては東京とか大阪、福岡といった、できるだけ人が集まりやすいというような地域においてリアルで開催をさせていただいております。令和3年度はおっしゃるとおり、研修動画というような形で、コロナ禍の制約の中でお示しをしておりますけれども、やはりいろんな方とコミュニケーションをとっておりますと、対面で実際に講師の方々とコミュニケーションをとって、その中で自分の自治体というのは具体的にこういうのを困っているんだよということを本音ベースで聞けるという意味では、やっぱり対面でそういったものを開催してほしいというような声もあります。

ですので、そういった意味では、この3回が十分かと言われると、そこはしっかり精査をしていく必要があるかと思いますが、その中でできるだけ多くの方に普及できるように、多くの方にお声がけをして、参画していただけるように、我々としては、努めてまいります。

【石田先生】 すみません、事業シートの、先ほどの資金の流れのBの野村総研2,800万というのは、これは何の部分になるんでしょうか。

【説明者】 我々、VPATの様式を令和2年度までに策定をしまして、実際にそれを企業の方々とか、あるいは調達の際に公的機関が公共調達をするというような形になりますけれども、そういった方々に活用していただくということが必要になってまいります。

特に、まずはその様式をつくっていただくという意味では、企業の自己評価になりますので、企業側の方々にそういったものをつくっていただくというために、当然様式をつくって、すぐつくっていただけるということにはならないので、まずは企業向けのガイドブックというものを作成いたしまして、そもそも情報アクセシビリティというものはこういうものであると。その中で、企業としてそれを自己評価していくというもののツールとし

て、このVPATというものがありますというところから、かみ砕いて御説明するようなガイドブックを作成いたしました。

かつ、それをホームページに公表するだけだとなかなか広まっていきませんので、シンポジウムを開催させていただきまして、企業側の関係者、あるいは調達に関わる公的機関の関係者にも御参加をいただきまして、そういったものの普及というものに努めているというような状況で、そのための調査研究経費ということでございます。

【石田先生】 要するにガイドブックをつくって、シンポジウムをやって2,800万という話なんですけども、それでアウトカムの目標のところは、令和8年の段階で目標値が100件というのは、これはVPATの利用数といっても、いろんな一つ一つの製品とかになってくると、物すごい膨大な数になると思うのですが、これを2,800万かけて100件だけというのは、どういう目標の設定の仕方なのか、教えていただけますでしょうか。

【説明者】 令和8年の100件という数字のお示しの仕方の考え方だと理解をしますが、おっしゃるとおり、実際にこのVPATというのは、JISの規格にのっとって各企業が評価をするという場合に、ICT機器といいますが、パソコンであるとか、ウェブコンテンツもありますし、電気通信機器であったり、事務機器であったり、いろんな多種多様なものがございます。

したがって、メーカーの側でも様々なものに対応していくという意味では、非常に今、かなり多岐にわたる対応が必要になってくるというふうになってございます。我々も、企業側さんといろいろコミュニケーションをしていく中では、これをたくさん数としてつくっていったって、それを公共調達の中で活用していくということが政府の方針としても持ち出されていますので、そういった意味では数を増やしていくというようなインセンティブは働きやすいというふうに理解をしております。

一方で、それぞれの製品群によって特性がそれぞれ製品として違うものもございまして、例えばスマートフォンのようにパソコンの機能もあれば、ある種ウェブコンテンツでもあるし、事務機器的な部分もあってというような形で、複層的にJISの規格にまたがるようなものに関してはなかなか評価がしづらいという、率直な御意見もいただいていたります。

ですので、この100というのは、様々なサービス、機器に関して100というところをまずは目指していくということを1つ、掲げさせてはいただいているんです。まず、例えば優先的に対応していく分野とか、そういったものが議論の中で特定をすることがもし



できるのであれば、そういった中で、こういった分野について、まず優先的に対応していくとか、そういったことは議論として考えられると思います。まさに調査研究の中で、企業側の方とコミュニケーションする中で、そういった議論ができるのではないかなと考えてございます。

**【石田先生】**　　こういう基準を使うのが独り歩きして、100という数字が独り歩きすると、本来の高齢者とか、障害者の方とか、SDGsでやるんだったら、その観点をばんと打ち出してしまったほうが企業側は分かりやすいのかもしれないんですけども、いずれにしても、どうやって普及をしていくのかというのをコントロールしようと思ったら、100というもののの中に、あまりにも漠然とし過ぎて、そこに持っていくコントロール可能な数字でもないなというふうな印象を持ちました。

ですので、もうちょっと細かく刻んで、例えば公共調達の中で、この種類に関してはVPATを使ったものを何割ぐらいは入れていこうとか、何かもうちょっと身近に取り組んで、コントロールできるような目標設定として、自分たちがそこに向かっていけるようなものにしたほうがいいのではないかなという感想を持ちました。

あと、資金の流れで、E、Fのところ、地域ICTクラブの話なんですけれども、こちらのB Inc.さんのところに1,900万かけて、あと民間企業のところで1,400万、そこから流れていたの、B Inc.さんは500万ということなんだと思うんですけども、Fのところも、7ページを見てくると、ココロエデュケーションさんのところに500万、アプリルさんに400万、200万と、順次行くと、あとは本当に小さな70万とかいう非常に細かい金額だけだと思うんですけども、それぞれどのようなものに使われているかということ。

あと、このぐらいの金額でやってくれと言って、それが呼び水になって、持続可能なICT教育というものができようものになっているのかどうかというのは、どのように見ているか教えていただけますでしょうか。

**【説明者】**　　地域ICTクラブ関係の資金の流れでございますけれども、まずE社、株式会社B Inc.に関しましては、この地域ICTクラブの普及促進という観点で、全体の総括、それから報告書の作成ということで、全体の取りまとめをやっていただいているというような形になってございます。

具体的にここの中で、再委託させていただいている部分に関しましては、1つ目、出資先として書かせていただいていますココロエデュケーションラボのように、イベントの開

催とありますけれども、全国レベルのシンポジウムに関しては、ココロエデュケーションラボさんのところで、イベント開催に関しての周知広報であったり、開催準備というものをやっていたという理解でございます。

それから、地域交流会を幾つかの地域でやってございます。これは、地域ICTクラブとか教育関係者、それから自治体の関係者といろいろと調整が必要になってくるものでございますので、基本的には、その地域で活動実績があるとか、イベント運営の経験がある団体に、運営を再委託させていただくことによって、効率的に実施をするというふうな考え方でございます。

それから、オンライン学習カリキュラム、コンテンツの中身に関して知見がある部分とか、あるいは様々な地域でプログラミング大会というような形で、要はこの地域ICTクラブで活動した子供たちの実際にその能力を発揮する場の提供という意味でも、プログラミング大会というのは結構大事なんですけれども、そういったものの調査を専門的なところをお願いをして、やっていたというところでございます。

すみません、後半の御質問、どういう御質問でしたか。

**【石田先生】**　　そういうような取組で狙っているところが推進できるように、予算規模でできているのかなというのをどう見ているんですかということをお伺いしたかったんですけど、ICTとかプログラミングみたいな話というのは、学校のほうでもいろいろ取り組んだり、あるいは民間のほうでもやっていたりとかすると思うのです。

何となく、いただいている資料だと、むしろ高齢者の方が子供たちと関わったりとか、地域の中でのコミュニケーションみたいなような図柄に見えてしまって、何を目的としてしているのかなというところからいくと、ICTとかプログラミングをやるのであるならば、大事なことではあると思うので、予算規模をしっかりとって、どこかとまとめてやるとか。この中で中途半端にやるのではなくて、もう少し効果的にできるものにしたほうがいいのではないかなと思います。

やらなきゃいけないことについては大事だと思うし、地域の高齢者の方のICTのリテラシー度を上げるんだというのも、すごい重要だと思うので、それは必ずしも子供とセットとかそういうことではなくて、きちんと事業を分けて取り組まれたほうがいいのかという感想を持ちました。

コメントだけですので、以上です。

**【原官房長】**　　石田先生、ありがとうございました。

では、松村先生、お願いいたします。

【松村先生】 まず、最初の事業です。この地方公共団体の準拠率76.5%に関して、これは自治体の規模だとかと一定の関連はあるのでしょうか。つまり、非常に小さなところは、ある種の固定費用みたいなのがかかるわけなので、難しく、できていないけれども、大きなところは大半準拠しているという構図なのか。あるいは、規模と無関係に、すべからく4分の1ぐらいのところはできていないというようなことなのかを教えてください。

それから、そのような見せ方がいいかどうかはちょっと微妙かもしれませんが、もし大きなところがほぼ対応しているということだとすると、人口カバー率で言うと、これぐらいのところまでは来ていますというようなこと。それだけだとまずいと思うんですけど、両方見せるというのもあり得ると思いました。

自治体の率だけではなくて、例えば避難所の情報や地図が画像PDFのみで掲載されて、音声データで確認できないと、これは相当まずい状況。こういうようなものに関しては、対応率というのがこう上がってきています。この事業の成果だけなのではないかもしれないけれども、上がっていますということを見せることも、アウトカム指標としては本来あり得ると思いました。

次に、日本版VPATに関してです。これに関して一番大事なのは、これに対応していることによって、言わば企業としてもインクルーシブな社会を目指していくために貢献していますということをアピールできるという、とても合理的なものになっているということ。今恐らく一番重要なことなんだろうと思います。だからこそ、既に説明して下さったとおり、企業の方とコミュニケーションしながら、よいものをつくってくださっているというか、その努力を続けてくださっているということだと思います。

まだその努力の過程ということなので、今回のような示し方は合理的だと思うのですが、最終的には、ちゃんといいものができて、これも企業としても採用するということは非常にアピーリングになるということになり、そうであれば、公共調達とかでこれを要求するというのはとても合理的になると思います。

それで、公共調達で一応方針が出されているので、そうなるんだとは思いますが、公共調達で広くこれを要求するということになれば、必然的に対応するというようなことにきつくなってくると思うし、100とかというオーダーじゃなくなると思います。だから、最終的には、政府で管轄できる公共調達について、これを最終的に義務づけるというか、

広く普及するというようなことも、目標として上げなきゃいけないんじゃないかと思いました。

でも、まだその前の段階だというのは十分理解しましたので、この段階では難しいということは分かりましたが、将来的に考える必要があると思います。

それから、3番目の事業に関して7社ですが、この7社の意味を教えてください。その7社が提供する書籍はほぼ視聴覚障害者にとってバリアフリーになるという意味なんですか。あるいは、この7社に関しては、購入してみないと、バリアフリーかどうか分からないと、そういう苦情があるわけですね。

だから、それに対応しましたということでしょうか。1社が例えば1,000の書籍を出しているけど、1,000のうち5つだけはバリアフリーになっています、この5つは購入前に分かるようになっていきます。こういう状況が対応しているということになっているのか。あるいは、1,000の大半がバリアフリーになっている状況で、7という数字が出てきているのか。その7の意味を教えてください。

それから、4番目の事業なんですけど、立ち上げの段階だけお金を出し、その後は自走ということが書かれています。ただ、これは理想として書かれているだけで、本当に持続可能かどうかということ自体も重要なはず。これは見なくてもいいのですか。この点について、少し疑問に思いました。

以上です。

**【説明者】** いただいた御指摘について、一つ一つお答えをさせていただきます。1つ目のウェブアクセシビリティの部分でございますけれども、JISの準拠率という形でアウトカム指標のところでお示しをしているものに関して、行政規模とか、そういったものが関係するののかという御指摘があったと思います。ここは地方公共団体全体の数字を入れておりますけれども、都道府県と市区町村別で見ますと、都道府県のほうが8割ぐらい、それから市町村は若干低くて77.5%ぐらいということで、若干都道府県と市区町村の中で数字の差は見えてとれると。

ただ、それをさらに細分化していったら、政令市がどうだとか、一般市がどうだということまでは、ちょっと今数字として追えないところがありますが、少なくともそういった行政規模の影響というのがないかと言われれば、そこはある可能性はあるというふうにご考えてございます。

**【松村先生】** なるほど、しかし都道府県のレベルでも対応していないところがあると

ということなのですね。

【説明者】　そこはしっかりと対応を。当然これは都道府県からの回答に基づいてこういった数字を入れさせていただいているわけですが、まだ対応できていないというところが、回答としてある部分はあるということでございます。

それから、人口カバー率としては、こういうことでいいのかもしれないのですが、実際にそれがどれだけ、個別に見ていったときに進んでいるのかというところの指標の立て方、見せ方というところがあるのではという御指摘をいただきました。

我々も、毎年度、調査研究の中で、先ほど申し上げましたように評価ツールに基づいて、J I Sの規格にちゃんと準拠しているかというところを、実際のホームページ数の中で何割ぐらいできているかというところをチェックしてございますので、そういったものの中で、例えば数字を見ていくような形でチェックをするということは、1つ、考え方としてはあるかなと思ってございます。考え方はまた整理をさせていただきたいと思います。

それから、避難所の情報がPDFのみで提供されているというところは問題だと。これはまさに本当に生命に関わる話になってきて、いろいろな御指摘をいただいているところでありますので、この時点、この部分を切り取ってやるということができるということは、1つ議論としてありますけれども、何か分かりやすい指標の立て方ということができるということは、検討はしたいと考えてございます。

それからV P A Tの関係ですけれども、企業側がS D G sとか、インクルーシブというところに非常に今熱心に取り組んでいただいているというのが、ムーブメントとしても非常にあるわけでありまして。協力的な企業は、まさにこのV P A Tという話に関しても、前向きに取り組んでいただける素地があるのかなというふうには理解をしております。

おっしゃるとおり、今回デジタル庁のほうで定めているガイドラインの中に、V P A Tを活用するというを入れるということも、まさにこれは我々の悲願といいますか、念願といいますか、このV P A Tということを活用しながら、実際にアクセシビリティというのを進めていくという際に、どういうやり方があるかというふう考えたときに、やっぱり企業の方々にそういったものを自己評価をしていただくことを、ある種、公共調達のパイの中でしっかりやっていかなきゃいけないという環境整備をしたというところでありまして。

それに基づいて一つ一つ取組を進めていくと。法的に義務づけるとなると、また違う議論が発生してしまうところではありますが、企業の方ともコミュニケーションしながら、広

く普及をしていくということを考えていきたいと思います。将来的に、公共調達の中でどれぐらいの割合でやっていくのかということも、指標として示せるような段階が来れば、そういったことも考えていきたいと思います。

それから、読書バリアフリーの7社の7社の意味というところでございますけれども、今年度の調査の中で各企業さんがJ I Sの規格、ウェブアクセシビリティの部分でどれだけ準拠できているかというところをまず把握をし、その上で、当事者の方からのニーズとして、さらにこういったこともできたほうがいいんじゃないかという議論もいただいているところでもあります。

その中で具体的にどこまで対応していくのが、事業者に求めることとして現実的なのかということ、実際は議論しなければいけないんだろうと思っております。その中で、その100のうち5つだけできていけばいいということなのか、その中の大半ができていなければいけないのかということも含めて、まさに整理をしていくべきことなんだろうと理解をしております。

それから、地域ICTクラブについては、本当にこのクラブ活動というのが持続可能なかということをしかりと見ていく必要があるんじゃないかというのは、御指摘のとおりでございます。まずは、民間のプログラミング塾のような形で営利でやっているものも、当然存在するわけでございますが、我々が念頭に置いているのは、そういった都市部に偏在しているようなものだけではなくて、地域の中でそういった学校教育の受皿になるような活動の場所というものをつくっていくという観点で、全国にそういったものがあつたらいいのではないかという中でやっているわけです。

おっしゃるとおり、国費は基本的に活動資金として入りませんので、それを地域自治体の中で連携をしながらやっていく、あるいは企業のCSRとしてやっていただいているところもありますが、そこが持続可能性があるのかどうかという議論もありますし、様々な助成金をいただきながら活動しているというようなところも、実際お聞きをしております。

この活動を成り立たせていくのは、結局、人と物と金と、それがしっかりとセットになって進まなければ、なかなか活動としては持続できないというところがあります。そこについて、我々も実際に設立する際のガイドラインといいますか、これもまたガイドブックという形になりますが、どのような形でメンターを集めるとか、こういった形で自治体と連携をしながら、あるいは企業と連携しながら、その活動資金を確保していくかということのアイデアも実証事業の中でまとめたものがありますので、そういったものも提供しな

がら、やっていくと。

特に令和2年度、3年度というところは、コロナの制約の中で、なかなか地域での活動というのを、我々も実際に実地で見えてとってできなかったところもありますので、そこをつぶさに今回は見ていって、その中で新たな課題がないかというところも見ながら、持続可能性というものを追求していきたいと考えてございます。

【原官房長】 松村先生、ありがとうございました。

それでは、お時間になりましたので、取りまとめ役の北大路座長から、先生方からいただいたコメントシートの代表的なものの御紹介、票数の分布、評価結果案、取りまとめのコメント案の御発表をお願いいたします。

【北大路座長】 主な御意見、論点は4点と思います。最初は、このタイトルが非常に広過ぎるというものです。今回の資料の説明は、当該4事業が共生社会建設政策の全てであるように感じられるものであり、やはり全体計画を示し、その中での位置づけを明らかにする手順を踏むべきではないかという指摘がありました。特に、こういう公開プロセスというような場では、国民の方に分かっていただくことが重要だと思われま。

また、事業名が広い政策分野を表わしているため、デジタル活用推進政策の全体を含んでいるような誤解をされやすい。事業の設計を再検討するとともに、より具体的に事業目的が分かるようにすべきである。目的が多岐にわたり過ぎて、この事業だけで行うのは中途半端になりかねない、という御意見です。

2点目が、目的と実際の中身の間の対応関係についての疑問でございます。事業の背景、目的と取組内容にやや齟齬が見られる。整理をしたほうがよい、とのご意見がありました。

3点目は、何人かの先生がアウトカム指標についての疑問を出していらっしゃいます。アウトカム指標は改善の余地があるというご指摘です。具体的に、こんなアウトカム指標であるべきだというコメントも頂いてますが、大変多岐にわたりますので割愛させていただきます。

それから、最後は、地域ICTクラブについて、活動状況と普及状況が見えにくいということで、成果の検証、事業の仕立て直しというようなことも必要ではないかという御意見です。

評価の分布ですが、事業内容の一部改善が5名の方、そして、抜本的な改善が1名の方ということで、事業内容の一部改善という評価にしたいと思います。

取りまとめコメントですが、繰り返しになりますけれども、1点目、本事業がデジタル

活用共生社会の建設政策の全てであるという誤解がされかねない。事業の設計を再検討するとともに、より具体的に事業目的を示すように示すべきである。

2点目ですが、事業目的と事業の設計に齟齬が見られるため整理が必要である。

3点目ですが、アウトカム指標を改善すべきである。

4点目として、地域ICTクラブの普及状況、活動内容が見えにくい。成果の検証、事業の仕立て直しを検討すべきである。

このような文章にしたいと思いますが、ご意見をお願いします。

**【原官房長】** ありがとうございます。

それでは、先生方からの御指摘を踏まえて、担当部局から一言お願いいたします。

**【説明者】** 御指摘いただき、ありがとうございます。また、いただきました点は非常に重要な点だと思っております。国民の皆様から見て、この事業に対する理解をしっかりと得られるように、また、その成果をはっきりと示していけるように、しっかりと改善させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

**【原官房長】** それでは、3件目の事業に係る議論については、これで終了したいと存じます。

これをもちまして、本日の議論は全て終了いたしました。御出席いただきました先生方におかれては、長時間にわたり御議論いただき、誠にありがとうございました。

本日御指導いただきました評価結果、取りまとめコメントについては、令和5年度予算概算要求や、今後の事業展開に向けて、十分に反映させていただきたいと存じております。

また、本日の評価結果及び議事の内容につきましては、準備が出来次第、総務省のホームページに掲載させていただきまして、引き続き透明性の確保に努めてまいりたいと存じます。

今後とも、総務省の行政事業レビューの取組に関しまして、先生方から御指導いただきましたら、大変ありがたく存じます。

本日は大変お忙しい中、誠にありがとうございました。

以上で、本日の行政レビューは終了いたします。ありがとうございました。